

令和8年度地域中核企業の創出に向けた伴走支援業務 提案競技 仕様書

1. 業務名 令和8年度地域中核企業の創出に向けた伴走支援業務

2. 目的

“地域中核企業の創出に向けた伴走支援業務”(以下、「業務」という。)は、島根県内の特に成長が見込まれる中小企業に対して、専門コンサルタント等により企業の業容や事業フェーズに応じた事業計画の策定、計画の実行や各種課題解決等を伴走型で支援し、既存事業の成長や新規事業の収益化等に取り組み、ひいては高い競争力を有するとともに大学等から輩出される理系人材を含めた若者にとって魅力ある雇用先となるなど、地域の中核となる企業の創出を図ることを目的とする。

3. 委託期間 契約締結日～令和9年3月10日

4. 委託業務内容

(1) 支援先企業の選定

- 効果的な募集・審査方法を検討するとともに募集要項等を作成し、県に協議の上、支援先企業の募集・審査・選定する。
- 支援先企業の募集にあたっては、県内金融機関と適宜連携を行う。
- 支援先企業者数は、下表に基づき県内企業6者以上とする。

	支援先 企業者数	支援対象事業 (支援先企業)	支援内容
地域中核 創出枠	6者以上	主に製造事業 (県内中小事業者)	地域中核企業へ向けた事業成長(既存事業の 拡大成長、新規事業の中核事業化 等)

※地域中核企業とは、以下の3つの要件を満たす企業と定義する。「独自の技術力とサービスを持ち、価格決定権を有する」、「高い給与水準にあり、周辺企業の所得向上に波及効果を与える」「研究・開発部門の拡充を行う」

(2) 伴走型専門コンサルティング支援の実施

ア 支援計画の作成

- 各支援先企業への訪問・ヒアリングを行い、支援対象事業に関する現状分析、目標・ビジョン設定、課題抽出、中期および短期のスケジュール等を記載した事業計画を策定し、事業期間内の個別コンサルティングによる支援方向性、支援内容について合意する。

イ 個別コンサルティングの実施

上記①を基に、各支援先企業の実情・ニーズに合わせた伴走型専門コンサルティング支援(戦略の策定と戦略の実行支援)を実施する。

- 各支援先企業につき毎月1回以上の面談を実施する。

※ 初回のミーティングについては、原則対面により実施すること。支援先企業、外部専門家、販路・パートナー企業・投資家等のミーティング参加者の利便性、支援

効果等を考慮し、適切な手法により実施すること。

- ・ 各支援先企業の課題解決や各種支援ニーズに応えるため、必要に応じて、各分野・業界の事情に精通し、専門的な知見を有する外部専門家を適宜招聘し、助言やその他の必要な支援を行う。(専門家助言、専門家メンタリング)
- ・ 各支援先企業の課題や各種支援ニーズにマッチした販路、パートナー企業や投資家等を紹介するとともに、商談や連携が生まれるよう、必要な支援を行う。(販路支援、マッチング支援)
- ・ 各支援先企業の課題や各種支援ニーズに応えるため、必要に応じて、県内金融機関と連携した支援を行うこと。

ウ 全体会合の企画及び運営

個別コンサルティング支援とは別に、下記の全体会合の企画及び運営を実施すること

- ・ キックオフ会: 支援先企業全体の顔合わせと事業目的の共有を行う。
- ・ 成果報告会: 県内企業や支援機関等を対象とした成果報告会を、島根県内で1回開催する。成果報告会では、支援内容を説明する資料を作成し、参加者へ説明すること。また、集客が図れるよう講師を招聘する等、工夫すること。

(3) 独自企画提案

- ・ 円滑な伴走支援の実施や支援対象者の成長促進のために有効な取組として提案競技で提案し、県と調整を図った業務を実施する。

(4) 成果物

- ・ 支援の実施内容や進捗・成果等についてレポートに取りまとめ、下記の通り県へ報告すること。

提出物	提出時期	概要
月次進捗報告書	原則、毎月 10日	A4用紙 1~2枚程度の簡潔な様式で、進捗と課題を報告。
各支援先企業の 支援計画	支援開始後 3か月以内	書式は任意。現状分析と目標設定を通じて課題を特定し、改善策を立案した報告書
成果報告書	令和9年3 月10日	支援内容・成果、業務期間終了時に策定した事業計画、継続課題、支援先企業へのアンケート(満足度、感想等)、及び受託者による支援先企業への所見などを記載。

5. その他

- (1) 本業務の遂行に当たっては、島根県HPで公開している、令和7年度に実施した「地域中核企業の創出に向けた伴走支援プログラム」の内容を十分に踏まえること。

※ <https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/chiiki/zisedai/r7bansousienpuroguramu.html>

支援先企業の候補の検討に当たっては、島根県が実施するグリーン分野及びヘルスケア分野における取組支援(県内企業向け会員制コミュニティの会員企業や活動の状況)を参考にすること。

※ <https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/chiiki/next-openinnovation.html>

- (2) 本業務を円滑・適正に運営するため、責任者及び各担当者等のバックアップ体制を構築すること。

- (3) 本業務の実施にあたっては、本仕様書及び「提案競技実施要領」に基づいて提出した提案書の内

容を遵守することとし、県と十分協議すること。

- (4) 本業務における打ち合わせや会議等については、議事録を作成し、適宜、県に報告すること。
- (5) 各種イベントの企画・実施の方針検討や業務の進捗確認のため、県と定期的に打ち合わせを行うこと。打ち合わせは、内容に応じてオンライン・対面のうち適切な手法で実施すること。
- (6) 本業務に係る講師謝金や会場費等の一切の経費は委託費の中で負担する。
- (7) 本業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (8) 成果物の著作権は県に帰属する。また、受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (9) 本業務の実施において、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (10) 本業務の実施にあたり、問題等が発生した場合には、県に遅滞なく報告し協議のうえ対応を行うこと。
- (11) 感染症の影響等受託者の責によらない事由により、仕様書に記載された業務の一部が実施できなくなった場合は、県と受託者の協議の上、契約金額を含めて、契約変更する。
- (12) 契約締結前に実施した事項については受託者の責任とし、県は一切の責任を負わない。
- (13) その他、仕様書に定めのない事項は県と受託者の協議により定めるものとする。